

## ⑯ 訪問看護ステーションの機能に応じた訪問看護 管理療養費の見直し

### 第1 基本的な考え方

多様化する利用者や地域のニーズに対応するとともに、質の高い効果的なケアが実施されるよう、訪問看護ステーションの機能強化を図る観点から、訪問看護管理療養費の要件及び評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 訪問看護管理療養費について、訪問看護ステーションの利用者に占める同一建物居住者の割合、特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績に応じた評価体系に変更する。

改 定 案	現 行
<p>【訪問看護管理療養費】 2 月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき) イ 訪問看護管理療養費 1 3,000円 ロ 訪問看護管理療養費 2 2,500円</p> <p>[算定要件] 注1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーション(1のイ、ロ及びハ並びに2のイ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションに限る。)であって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神</p>	<p>【訪問看護管理療養費】 2 月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき) 3,000円 (新設) (新設)</p> <p>[算定要件] 注1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーション(イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションに限る。)であって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び</p>

科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。

[施設基準]

(4) 訪問看護管理療養費 1 の基準

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものが占める割合が 7 割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。

イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度による判定が 40 以下の利用者の数が月に 5 人以上であること。

(5) 訪問看護管理療養費 2 の基準

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が 7 割以上であること又は当該割合が 7 割未満であって（4）のイ若しくはロのいずれにも該当しないこと。

(6)～(9) (略)

[経過措置]

一 令和六年三月三十一日時点にお

精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。

[施設基準]

(新設)

(新設)

(4)～(7) (略)

[経過措置]

(新設)

<p>いて現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和六年九月三十日までの間に限り、第一の六の(4)の基準に該当するものとみなす。</p>	
---	--

2. 機能強化型訪問看護管理療養費1の要件について、在宅看護等に係る専門の研修を受けた看護師を配置することとする。
3. 訪問看護ステーションにおける適切な感染管理の下での利用者への対応を評価する観点から、訪問看護管理療養費の評価を見直す。
4. 訪問看護ステーションにおける訪問看護療養費明細書のオンライン請求が開始されることを踏まえ、訪問看護療養費明細書のオンライン請求及び領収証兼明細書の発行を推進する観点から、訪問看護管理療養費の評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【訪問看護管理療養費】</p> <p>1 月の初日の訪問の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 <span style="float: right;">13,230円</span></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 <span style="float: right;">10,030円</span></p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 <span style="float: right;">8,700円</span></p> <p style="padding-left: 20px;">ニ イからハまで以外の場合 <span style="float: right;">7,670円</span></p> <p>2 (略)</p> <p>【機能強化型訪問看護管理療養費1 (訪問看護管理療養費)】</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p style="padding-left: 20px;">ト <u>専門の研修を受けた看護師が配置されていること。</u></p> <p>[経過措置]</p> <p>一 <u>令和六年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1に係る届出を行っている訪問</u></p>	<p>【訪問看護管理療養費】</p> <p>1 月の初日の訪問の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 <span style="float: right;">12,830円</span></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 <span style="float: right;">9,800円</span></p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 <span style="float: right;">8,470円</span></p> <p style="padding-left: 20px;">ニ イからハまで以外の場合 <span style="float: right;">7,440円</span></p> <p>2 (略)</p> <p>【機能強化型訪問看護管理療養費1 (訪問看護管理療養費)】</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 (新設)</p> <p>[経過措置]</p> <p>(新設)</p>

<p><u>看護ステーションについては、令和八年五月三十一日までの間に限り、第一の六の(1)のトに該当するものとみなす。</u></p>	
--	--